

一 通行禁止道路（道路標識若しくは道路標示により、又はその他法令の規定により自動車の通行が禁止されている道路又はその部分であつて、これを通行することが人又は車に交通の危険を生じさせるものとして政令で定めるものをいう。）を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、よつて、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処するものとする。

（注） 政令で定める「通行禁止道路」は、道路交通法において自動車の通行が禁止されている道路又はその部分のうち、①車両通行止め道路、②自転車及び歩行者専用道路、③一方通行道路及び④高速道路の中央から右側部分とする。

二 一 アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を負傷させた者は十二年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は十五年以下の懲役に処するものとする。

二 二 自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よつて、その病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた者も、一と同様とするものとする。

（注） 政令で定める「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気」は、道路交通法において運転免許の欠格事由の対象とされている病気の例を参考とし、その症状に着目して、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがあるものに限定する。

三 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、その運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、更にアルコール又は薬物を摂取すること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処するものとする。

四 1 刑法第二百八条の二（危険運転致死傷）の罪（その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させた者に係る場合を除く。）又は一の罪を犯した者（人を負傷させた者に限る。）が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、六月以上の有期懲役に処するものとする。

2 二の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は六月以上の有期懲役に処するものとする。

3 三の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十五年以下の懲役に処するものとする。

4 同法第二百十一条第二項（自動車運転過失致死傷）の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときは、十年以下の懲役に処するものとする。

（注） 「無免許運転」とは、法令の規定による運転の免許を受けている者又は道路交通法第七条の二の規定により国際運転免許証若しくは外国運転免許証で運転することができるとされている者でなければ運転することができないこととされている自動車を担当免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は当該国際運転免許証若しくは外国運転免許証を所持しないで（同法第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当する場合又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含む。）、道路（同法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。）において、運転することをいうものとする。